

## 2015 年度【第 11 期】アサーティブトレーナー養成講座 奨学金制度についてのご案内

特定非営利活動法人アサーティブジャパンでは、さまざまな立場の方々に広くアサーティブの伝え手となっただけできるよう、トレーナー養成講座奨学金制度を設けております。よくお読みになった上で、奨学金の申請を希望される方は、申請書を提出してください。

### I (目的)

トレーナー養成講座奨学金制度とは、経済的理由によりトレーナー養成講座への参加が困難と思われる方、または住居が講座開催地から遠方のため交通費宿泊費の支払いが困難と思われる方を対象に、参加費用の全部または一部を免除する制度です。この制度によって、経済状況の格差や居住地の遠近にかかわらず、トレーナー養成講座参加への道が開かれることを目的としています。奨学金希望者には、参加申込書と同時に奨学金申請書を提出していただきます。申請結果については、書類審査結果と同時に通知いたします。

なお、申請結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

### II (基準)

トレーナー養成講座の書類審査を通過した申請者のうち、トレーナー養成講座の参加費用や参加に際する交通費宿泊費の支払いが困難と判断された方を、下記の通り参加費免除といたします。

- (1) 参加費用全額(248,400 円)免除
- (2) 参加費用半額(124,200 円)免除
- (3) 参加費用一部(50,000 円～100,000 円)免除

上記選考に当たり、必要であれば各種書類、証明書（障害者手帳、所得証明書等のコピーなど）を提出していただくこともありますのでご了承ください。

### III (給付の際の条件)

下記の条件に同意していただいた方のみ、奨学金給付を受けことができます。

- (1) トレーナー養成講座修了後から 1 年間は、アサーティブジャパン主催講座にサブアシスタント（報酬なしのスタッフ）として最低 2 回は参加すること。
- (2) トレーナー養成講座修了後から 1 年間で、会員向けの各種研修に最低年 1 回は参加すること。その際、研修参加費は正規の料金を支払うこと。
- (3) トレーナー養成講座への継続的参加が不可能と判断された場合は、参加中止の通知もありうることに同意すること。

### IV (申請から選考までの流れ)

- (1) 奨学金申請書に記入の上、応募書類と共に事務局に提出
- (2) 書類選考で通過した者の中から、事務局にて奨学金給付者を選考・通知
- (3) 必要であれば各種証明書を提出してもらう
- (4) 奨学金給付条件の同意書に署名してもらい、正式に給付決定